



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 地域森林計画の変更案の縦覧・3件（森林管理課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（工芸振興センター）…… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（工芸振興センター）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 5

告 示

沖縄県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、沖縄北部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 沖縄北部地域森林計画区（名護市一円、国頭郡一円並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄北部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- 4 縦覧期間 令和3年11月2日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に提出すること。

沖縄県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、沖縄中南部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 沖縄中南部地域森林計画区（那覇市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、うるま市一円、南城市一円、中頭郡一円並びに島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄中南部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所
- 4 縦覧期間 令和3年11月2日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課又は沖縄県南部林業事務所に提出すること。

沖縄県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 令和3年11月2日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第502号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成29年沖縄県告示第526号で同意の認定をした竹富加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第503号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市松山1丁目及び松山2丁目
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年9月16日から令和5年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（登記所備付14条地図作成）

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年11月2日

沖縄県工芸振興センター所長 平 田 厚 雄

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県工芸振興センター移転業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であること。
 - (4) 直近5事業年度内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種又は類似の契約を締結し、かつ、履行した実績があること。
 - (5) 営業品目に顕微鏡、分光器、実験台その他の理化学機器が含まれていること。

- (6) 窓口責任者又は現場常駐責任者のいずれかに精密機器、機械器具等を有する研究機関等の施設の移転の業務を履行した実績を有する者を配置することができること。
- (7) 単独企業として本業務を行えない場合は、複数の企業で構成する共同企業体として参加することができる。共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 全ての構成員が、(1)及び(2)の要件を満たしていること。
- イ いずれかの構成員が、(3)から(6)までの要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体の各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59号第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
- カ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けたことを証する書類
- キ 直近5事業年度内に国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種又は類似の契約を締結し、かつ、履行した実績を証する書類
- ク 営業品目に顕微鏡、分光器、実験台その他の理化学機器が含まれていることを証する書類
- ケ 窓口責任者又は現場常駐責任者のいずれかに精密機器、機械器具等を有する研究機関等の施設の移転の業務を履行した実績を有する者を配置することを証する書類
- コ 共同企業体として一般競争入札に参加する場合には、共同企業体を結成することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配布場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配布場所及び入手するための手段 イの場所で配布又は沖縄県ホームページからダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県工芸振興センター 〒901-1116 南風原町字照屋213番地 電話番号098-889-1186
- (3) 申請書等の受付期間 令和3年11月4日（木曜日）から同年12月6日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結の日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑

- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県工芸振興センターが実施する沖縄県工芸振興センター移転業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年11月2日

沖縄県工芸振興センター所長 平 田 厚 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県工芸振興センター移転業務委託 一式
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（令和3年11月2日付け沖縄県公報定期第4981号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和3年11月4日（木曜日）から同年12月6日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 沖縄県工芸振興センター 〒901-1116 南風原町字照屋213番地 電話番号098-889-1186
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和3年12月6日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和3年12月13日（月曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県工芸振興センター2階講堂
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を指定金融機関に納付し、領収書の写しを令和3年12月10日（金曜日）午後4時までに3(2)の場所に提出すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和3年12月6日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県工芸振興センター
 - (2) 所在地 〒901-1116 南風原町字照屋213番地
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和3年12月10日（金曜日）午後4時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICE TO BE REQUIRED
Moving of Industrial Arts Promotion Center 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
 - (3) DATE FOR BIDS
14:00 December 13, 2021 (Monday)
 - (4) POINT OF CONTACT
Industrial Arts Promotion Center
Department of Commerce, Industry and Labor
Okinawa Prefectural Government
213 Teruya, Haebaru Town, Okinawa, 901-1116 Japan
Telephone 098-889-1186

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月19日 沖縄県指令土第232号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原南当銘原418番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目510番地の146フラワーコート4-2 國吉淳
- 5 検査済証番号 令和3年10月11日 第4757号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月19日 沖縄県指令土第231号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字高良野原門原8番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字富盛473番地カーサクラシコ101号室 市未厚也
- 5 検査済証番号 令和3年10月11日 第4758号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月24日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---